

株 主 各 位

兵庫県尼崎市杭瀬寺島二丁目1番2号
木村化工機株式会社
代表取締役社長 小林 康 眞

第69期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
(受付開始：午前9時予定)
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号
尼崎市中企業センター ホール（1階）
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件 |
- 以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kcpc.co.jp/irinformation/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④計算書類の個別注記表
- なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、上記の事項も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて修正の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

イ. 全般の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善傾向が続き、景気は緩やかながらも回復基調で推移しましたが、中国をはじめとする新興国経済の減速により金融市場に動揺がみられる等、景気の先行きに対する不透明感が強まりました。

また、当社の業績に影響のある国内向け設備投資につきましては、主要顧客の収益は改善傾向が続いたものの、景気の先行きに対する不透明感から設備投資意欲は高まらず、慎重な姿勢が維持され、既存設備の維持・更新が中心となりました。

このような状況のもと、連結受注高は172億84百万円（前期比29.5%減）となりましたが、連結売上高は205億82百万円（前期比8.1%増）となりました。

損益面につきましては、営業利益は12億11百万円（前期比11.3%増）、経常利益は11億61百万円（前期比4.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億59百万円（前期比10.1%増）となりました。

ロ. 事業セグメント別の状況

事業セグメント別の業績は、次のとおりであります。

事業セグメント	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 増減(%)	受注高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 増減(%)
エンジニアリング事業	9,547	46.4	39.3	6,994	40.5	△42.1
化工機事業	7,098	34.5	△4.7	7,153	41.4	△9.0
エネルギー・環境事業	3,935	19.1	△16.8	3,136	18.1	△31.6
合計	20,582	100.0	8.1	17,284	100.0	△29.5

〔エンジニアリング事業〕

化学機械装置の設計・製作・据付工事を行うエンジニアリング事業につきましては、食品業界や化学工業業界の顧客を中心に既受注案件の売上増加に注力しました。

その結果、連結受注高は69億94百万円（前期比42.1%減）となり、連結売上高は95億47百万円（前期比39.3%増）となりましたものの、営業利益は74百万円（前期比55.9%減）となりました。

〔化工機事業〕

化学機械装置の現地工事・メンテナンス業務を行う化工機事業につきましては、既存顧客だけでなく、新規顧客等に対し積極的な営業活動を展開する中で、原価低減に努めました。

その結果、連結受注高は71億53百万円（前期比9.0%減）、連結売上高は70億98百万円（前期比4.7%減）となりましたが、営業利益は5億83百万円（前期比103.7%増）となりました。

〔エネルギー・環境事業〕

原子力を含むエネルギー・環境関連機器の設計・製作・設置工事を行うエネルギー・環境事業につきましては、主として福島第一原子力発電所の汚染水処理に必要な設備等の受注および売上に注力しました。

しかしながら、連結受注高は31億36百万円（前期比31.6%減）、連結売上高は39億35百万円（前期比16.8%減）となり、営業利益は5億53百万円（前期比12.5%減）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金により充ちいたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第66期	平成25年度 第67期	平成26年度 第68期	平成27年度 第69期 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	15,094	13,895	24,531	17,284
売 上 高 (百万円)	18,426	15,531	19,036	20,582
経 常 利 益 (百万円)	973	605	1,113	1,161
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	530	301	599	659
1株当たり親会社株主に 帰属する当期純利益 (円)	25.79	14.65	29.21	33.43
純 資 産 (百万円)	7,091	7,138	7,377	7,700
総 資 産 (百万円)	19,690	16,994	21,371	21,156
1株当たり純資産額 (円)	344.56	346.84	373.85	390.21

(注) 1. 会計基準の変更およびこれに基づく会社計算規則の改正により、当連結会計年度から「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢は、引き続き、先行き不透明感が増し、予断を許さない状況が続くものと思われまます。このような中での当社の基本的課題は、厳しい状況下でも一定の成果を挙げうる基盤強化であると考えております。

このような認識に立ち、平成28年度から平成30年度までの第11次中期経営計画を決定いたしました。同計画で、スローガンを「新たな飛躍に向け基盤の強化」とし、業績目標につきましては売上高200億円、経常利益10億円を従業員400名程度で継続的に達成することを掲げました。

この目標達成に向け、当社は営業・技術・組織の各基盤の一層の強化を行い、それらの基礎となる「技術のキムラ」「品質のキムラ」「人材のキムラ」「組織のキムラ」「安全のキムラ」を総称した「キムラブランド」を確立させ、企業価値向上を目指してまいります。

エンジニアリング事業につきましては、プラントに関し、設計、製作、建設・据付工事、試運転という一連の業務を一括受注するビジネス展開のため、当社の強みである技術力を前面に打ち出した企画提案を行うとともに、現地工事管理体制を一層強化してまいります。

化工機事業につきましては、全事業所にて営業体制を見直し、既存顧客のみならず、新規顧客等に対する受注活動に一層注力します。また、顧客からの一括受注を目指すゾーン・メンテナンスの構築、そのメンテナンスエリアの拡大に努めてまいります。

エネルギー・環境事業につきましては、引き続き福島第一原子力発電所における汚染水対策関連業務、除染・解体工事、遠隔保守対応の設計・製作業務の受注を目指してまいります。核燃料サイクル関係では、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX燃料）加工工場の耐震基準および火災・爆発対応の見直しに関する設計・改造業務の受注に努めてまいります。

(4) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会社名	資本金 (千円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
三原木村工機株式会社	20,000	100.0	化学機械製品の製造、工事

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業セグメント	主要製品または役務
エンジニアリング事業	[化学機械装置および据付工事] 真空蒸発装置、蒸留装置、真空晶析装置、真空冷却装置、水添装置、排ガス・廃液処理装置、ヌッチェ型完全密閉全自動濾過・乾燥機、溶剤回収装置、環境・資源リサイクル関連装置およびそれら機械装置の据付・設置工事
	[鉄・ステンレス・チタニウム等の加工・工事] 圧力容器（第1種・第2種）、中国向け圧力容器、高圧ガス容器、ステンレス・チタニウム・ニッケル・ハステロイ等特殊金属製化学機器類の製作ならびに据付配管工事、空気・ガスおよび高圧蒸気配管工事
化工機事業	[化学機械装置のメンテナンス] プラント設備・機器類の関連工事（機器製作、据付、配管、電気計装、保温・保冷等）およびメンテナンス（設備保全）
	[合成樹脂の加工・ライニング] K S樹脂その他樹脂ライニング、プラスチックパイプ配管エンジニアリング、樹脂二層構造体（キムジット）設計施工
	[鉛製品および工事] 鉛板および特殊合金鉛板の製造および加工・配管工事、純鉛および特殊鉛合金のホモゲン加工、鉛・硬鉛製品の設計・製作ならびに工事
エネルギー・環境事業	[原子力関連機器等] MOX燃料製造関連設備、核燃料再処理関連機器、核燃料濃縮関連機器、放射性廃棄物処理装置および放射線遮蔽設備ならびにその他関連機器

(6) 主要な営業所および工場 (平成28年3月31日現在)

当社

本 社	(兵庫県尼崎市)	
支 店	東京支店 (東京都台東区)	
事業所	茨城事業所 (茨城県ひたちなか市)	東海事業所 (静岡県駿東郡)
	中部事業所 (愛知県名古屋市)	東中国事業所 (岡山県岡山市)
	西中国事業所 (山口県周南市)	四国事業所 (愛媛県伊予郡)
	九州事業所 (大分県大分市)	
工 場	尼崎工場 (兵庫県尼崎市)	静岡工場 (静岡県富士市)
	愛媛工場 (愛媛県伊予郡)	大分工場 (大分県大分市)

三原木村工機株式会社

本 社 (広島県三原市)

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
347名	5名減

(注) 使用人数には、パート・アルバイト6名を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
333名	6名減	43.8歳	17.5年

(注) 使用人数には、出向使用人3名およびパート・アルバイト5名を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	561
株式会社みずほ銀行	327
株式会社山口銀行	177
株式会社山陰合同銀行	177

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 82,400,000株
- ② 発行済株式の総数 20,600,000株
- ③ 株主数 7,970名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
東 レ 株 式 会 社	997	5.0
木村化工機関連グループ持株会	828	4.2
株 式 会 社 奥 村 組	719	3.6
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	613	3.1
三井住友信託銀行株式会社	600	3.0
キ ム ラ 従 業 員 持 株 会	550	2.7
小 林 薫	450	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	434	2.2
木 村 孝 吉	406	2.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	304	1.5

(注) 持株比率は自己株式 (866,578株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況 (平成28年3月31日現在)

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

氏 名	地 位（ 担 当 ）	重 要 な 兼 職 の 状 況
小 林 康 眞	取締役社長（代表取締役）	
森 岡 利 信	常務取締役（化工機事業部長兼業務部門長兼エンジニアリング事業部管掌）	
谷 本 周 平	常務取締役（管理部門長兼総務部長兼エネルギー・環境事業部管掌、秘書室担当、安全衛生管理室担当）	
小 舟 博 文	取締役（製造部門長、安全衛生強化担当）	
福 田 正 行	取締役（企画室長、品質保証部担当、開発部担当）	
矢 野 謙 介	取締役（エンジニアリング事業部長）	
梅 澤 茂	取締役（法務室長兼業務監査室長、内部統制担当、情報システム部担当）	
天 野 次 郎	取締役（エネルギー・環境事業部長兼統括技術部長、東京支店担当）	
山 崎 幹 男	取締役	
伊 藤 哲 夫	取締役	学校法人近畿大学 原子力研究所特任教授、 学校法人近畿大学 原子力研究所所長、 株式会社ア・アトムテクノ近大代表取締役社長
喜 多 芳 文	常勤監査役	
田 中 圭 子	監査役	田中圭子税理士事務所所長
浅 田 敏 一	監査役	弁護士法人浅田法律事務所所長、 高木証券株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 山崎幹男氏および取締役 伊藤哲夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 田中圭子氏および監査役 浅田敏一氏は、社外監査役であります。

3. 常勤監査役 喜多芳文氏および監査役 田中圭子氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・ 常勤監査役 喜多芳文氏は、長年にわたり当社経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・ 監査役 田中圭子氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役 山崎幹男氏、取締役 伊藤哲夫氏、監査役 田中圭子氏および監査役 浅田敏一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役の地位および担当等の異動は次のとおりです。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
小 舟 博 文	取締役（製造部門長兼尼崎工場長兼製造部長、安全衛生強化担当）	取締役（製造部門長、安全衛生強化担当）	平成27年6月26日
福 田 正 行	取締役（企画室長、品質保証部担当）	取締役（企画室長、品質保証部担当、開発部担当）	平成27年6月26日
矢 野 謙 介	取締役（エンジニアリング事業部長、開発部担当）	取締役（エンジニアリング事業部長）	平成27年6月26日
梅 澤 茂	取締役（法務室長、内部統制担当）	取締役（法務室長兼業務監査室長、内部統制担当、情報システム部担当）	平成27年6月26日
谷 本 周 平	常務取締役（管理部門長兼エネルギー・環境事業部管掌、秘書室担当、安全衛生管理室担当）	常務取締役（管理部門長兼総務部長兼エネルギー・環境事業部管掌、秘書室担当、安全衛生管理室担当）	平成27年10月30日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項ならびに定款第28条および同第37条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項第1号に定める金額に限定する旨の契約を締結しております。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10 (2)	156 (8)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	24 (7)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	13 (4)	181 (15)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役および監査役の報酬等の限度額は、平成20年6月27日開催の第61期定株主総会決議において、取締役は年額180百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役は年額36百万円以内と定められております。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額8百万円および役員退職慰労引当金の繰入額21百万円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 取締役 伊藤哲夫氏は、学校法人近畿大学原子力研究所特任教授、学校法人近畿大学原子力研究所所長および株式会社ア・アトムテクノ近大代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役 田中圭子氏は、田中圭子税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役 浅田敏一氏は、弁護士法人浅田法律事務所所長および高木証券株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 会社または会社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- 取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	取締役会 (12回開催)	監査役会 (12回開催)	発 言 状 況
		出席回数(回)	出席回数(回)	
取 締 役	山崎幹男	12	—	警察出身者として危機管理や企業防衛に関する高度なリスク管理の観点から、取締役会において必要な発言を行っております。
取 締 役	伊藤哲夫	8	—	研究者としての専門知識と経営者としての豊富な経験から、取締役会において必要な発言を行っております。
監 査 役	田中圭子	12	12	税理士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において必要な発言を行っております。
監 査 役	浅田敏一	8	8	弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において必要な発言を行っております。

(注) 取締役 伊藤哲夫氏につきましては、平成27年6月26日開催の第68期定時株主総会において選任されたため、就任以降に開催された取締役会(9回)への出席状況を記載しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 ひびき監査法人

② 報酬等の額

区 分	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行がある等、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また監査役会は、そのほか会計監査人が、監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務ならびに会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適
正を確保するための体制についての決議内容および当該体制の運用状況の概要
は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保 するための体制

- イ. 当社取締役および使用人は、当社行動指針に基づき、社会人として、企
業人として当然に求められる倫理観、価値観に基づいて行動することを
基本とする。
- ロ. 取締役は、それぞれの担当部門において、社会規範、法令、社内ルール
の順守について自ら範を示しつつ部門内の指導を徹底することを第一の
責務と認識する。併せて、毎月2回の経営会議には取締役のほか常勤監
査役が、毎月1回の取締役会には、さらに2名の社外監査役も出席して、
代表取締役以下各取締役の業務執行状況、リスク管理の状況、法令・社
内規則の順守状況等を検証するとともに、取締役相互の牽制機能の有効
性を確認する。
- ハ. 社内コンプライアンス体制をさらに有効、強固なものとするために、法
務室担当取締役を委員長とし、委員長が選任する委員から成るコンプラ
イアンス委員会の活動を継続する。代表取締役以下、全取締役がこの活
動を支持し、協力して社内を指導することによって法令順守の企業風土
を確固たるものとする。
- ニ. 業務監査室は代表取締役社長直轄の組織として、社長の指示に基づき、
社内の全部署、全業務について内部監査を行う。
- ホ. 法令順守上、疑義のある行為については、取締役および使用人が特定の
社内または社外の機関に相談・通報できる制度を設けてコンプライア
ンス体制の有効性を高める。

② 財務報告の適正性を確保する体制

- イ. 取締役および使用人は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を順守
した業務執行により財務報告の適正性を確保する。

- ロ．取締役および使用人は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを識別・分析し、低減させるための適切な体制の運用・整備・改善を行うとともに、各事業年度において財務報告の適正性を確保する体制を評価し、その結果を報告する。

③ 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- イ．取締役および使用人は、「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」および同基本方針に基づき制定された「反社会的勢力による被害防止規程」を順守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
- ロ．取締役および使用人は、「反社会的勢力による被害防止規程」所定の業務を誠実に遂行し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の円滑な運用を確保する。
- ハ．業務監査室は、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の運用を監査する。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ．各種、業務情報の取扱と管理については、取締役および使用人が「情報セキュリティ規程」、「文書管理規程」に基づいた運営を行うことを基本とする。
- ロ．特に取締役として管理または共有すべき重要な経営情報に関しては、「文書管理システム」における「取締役専用ファイル」を活用した運用によって安全性、有効性を確保する。
- ハ．個人情報の管理については、「個人情報の保護方針」に準拠し、関連規程を整備する。
- ニ．取締役および使用人の情報管理の状況については、情報システム部担当取締役を委員長とし委員長が選任する委員から成る情報セキュリティ委員会にて検証し、必要に応じて改善提案を行う。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ．重要な経営課題については、取締役会規則、経営会議規程、ならびに決裁権限規程に則し、洩れなく取締役会、経営会議に上程して、その合理性、およびリスクの予測と対応策を審議する。

- ロ. 営業案件、開発案件等については、リスク抑制のため、決裁者は決裁権限規程に従って可能な限り、関係部署と合議をしたうえで決裁判断をする。また、決裁案件が「経営リスク項目」に関係する場合は、より厳しい基準の決裁権限規程を適用する。
- ハ. 日常業務で発生し得るリスクを回避、もしくは最小限度に抑える対策の1つとして、業務遂行関係規程のさらなる充実を図る。

⑥ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会（月1回）、経営会議（月2回）を開催して各取締役の担当業務に関する報告と審議を行う。
- ロ. 別途、社長以下、各担当取締役も出席する定例の営業会議、プロジェクト会議、研究開発会議、品質管理会議において、業務の効率性、合理性、リスク対応を検証する。
- ハ. 決裁権限規程上、可能な限り権限委譲を行い、決裁のスピードアップ・効率化を図る。

⑦ 当社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑦-1 子会社の取締役、業務を執行する使用人（取締役等）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 子会社において重要な事象が生じた場合には、その取締役等から当社の担当取締役に直ちに報告させる。
- ロ. 毎月、子会社の重要な業務執行に関し担当取締役に報告させる。

⑦-2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業運営に係るリスクに関し、当社の取締役会において、担当取締役から報告する。

⑦-3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 事業年度ごとに、子会社の経営目標および予算配分等につき、当社の担当取締役と当該子会社の取締役が協議し決定する。
- ロ. 当社の職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を子会社において構築させる。

⑦-4 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社と子会社から成る当社企業集団がグループ全体としても適正に業務を行うために、当社の取締役または使用人が子会社の取締役を兼務して監督し、親会社の取締役会、経営会議にて毎月の業務状況を報告・審議する。
 - ロ. 当社の業務遂行関係規程、インサイダー取引防止に関する規則、その他の規程等、内部統制の体制はほぼ同様の内容で子会社にも適用する。
 - ハ. 会計監査人および当社業務監査室は子会社も監査対象として、その会計処理状況、その他法令・社内諸規則の順守状況、リスク管理の状況等を検証する。
- ニ. 子会社の取締役および使用人のための内部通報窓口を設置する。

⑧ 監査役職務を補助すべき使用人（補助使用人）に関する事項

⑧-1 補助使用人を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項

監査役より補助使用人の要請があった場合は、取締役会で検討したうえで配置する。

⑧-2 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人は当然に取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。

⑨ 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、および当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨の規程を制定する。

⑩ 監査役への報告に関する体制

⑩-1 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- イ. 各種の経営課題、主要な申請事項、日常の業務執行状況については、監査役も出席する毎月の取締役会、経営会議にて各担当取締役より報告を行う。
- ロ. 主要な申請事項その他社内の重要な事項について、監査役は、随時、関係書類の閲覧と報告を受けることができることとする。

- ハ、当社経営に著しい影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、取締役の職務遂行に関して不正行為、重大な法令違反等の事実が判明した場合には、直ちに、担当取締役より監査役あて報告を行う。
- ⑩-2 子会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- イ、子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項につき報告を求められたときは、速やかに対応する。
- ロ、子会社の取締役、監査役および使用人は、法令等の違反行為等を発見した場合には、当社の監査役に報告することができる。
- ⑪ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
- イ、監査役に報告を行った取締役、監査役および使用人に対し、そのことを理由として不利に取扱わないこととし、その旨を当社および子会社の取締役、監査役および使用人に周知する。
- ロ、通報窓口に通報したことを理由とした不利益な取扱を禁止する旨を規程に明記する。
- ⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ、監査役から費用の請求があるときは、職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。
- ロ、監査役会が外部専門家を独自に利用した場合には、職務の執行に必要なで認められた場合を除き、当該費用を負担する。
- ハ、監査役職務の執行に関して生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑬ その他、監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ、取締役は、法令・定款、ならびに当社の「監査役会規則」、「監査役監査基準」に定める監査役職務の職責と権限をよく理解し、同時に監査役監査の重要性を十分認識したうえで監査役監査が有効に行われるための環境整備を行う。

- ロ． 監査役は必要に応じ、業務監査室、企画室、法務室、総務部、経理部、情報システム部ほか、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。
- ハ． 監査役は、監査の品質・効率を高めるため、適宜、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができるほか、弁護士その他、社外の専門家に随時、相談できるものとする。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度におきまして、当社は、取締役会で決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用いたしました。主な取り組みは以下のとおりです。

- ① 重要な経営判断事項は、毎月の取締役会で決議し、または報告を受け、その際にはコンプライアンスおよびリスク管理等の面からも内容を確認いたしました。その他の事項については、決裁権限規程に基づき、権限を委任された者が同様に行いました。
- ② 各種情報について、文書規程、情報セキュリティ規程等の関連規程に基づき取り扱いました。
- ③ 財務報告に係る内部統制の整備と運用状況の評価を実施いたしました。
- ④ 業務監査室は、業務監査を通じて、業務の適正を確保するための体制の運用状況を確認いたしました。
- ⑤ 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等と積極的な意見交換を行うとともに、監査法人、業務監査室等とも情報および意見を交換いたしました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、企業業績に応じた配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業に経営資源を投資することにより、持続的な成長および企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成28年5月13日開催の取締役会におきまして、上記基本方針に基づき、普通配当5円に特別配当としての2円を加えた1株につき7円とし、支払開始日を平成28年6月8日とさせていただきます旨、決議いたしました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容（概要）

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合プラントエンジニアリング会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、(1)90年にわたる豊富な知見と実績、および高度な品質とその管理体制に裏付けられた開発・技術の基盤、(2)わが国の多岐にわたる産業分野における多くの著名企業等を取引先とする顧客・営業基盤、(3)開発・技術基盤、顧客・営業基盤、品質管理を機能別に維持・拡充していく業務遂行の組織基盤を基軸とした、中長期的な視野を持った経営的な取組み、が必要不可欠であると考えております。当社の財務および事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わるすべてのステークホルダーの利益が害される可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくよう努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

② 基本方針実現のための取組み

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み（概要）

当社は、エンジニアリング事業、化工機事業、エネルギー・環境事業の3事業の全部門において、従来品の品質改良、価格競争力の向上、環境問題への対応、新製品の開発を進め、国内および海外市場において、安定的な受注高・売上高を確保するとともに、顧客信頼基盤の向上と財務体質強化を、引き続き、推進してまいります。

その基本方針につきましては、次のとおり規定しております。

- 1) 当社の企業価値の源泉である開発・技術、顧客・営業、組織の各基盤のあるべき姿を考慮のうえ行動し、当社経営内容の充実化を図り、活力と実行力のあるエンジニアリングメーカーを目指す。
- 2) 当社の得意とする技術分野において、さらに磨きをかけ、他の追随を許さないOnly One企業を目指す。

この基本方針に基づく重点課題は、(a) 既存各営業品目に関し、営業活動および体制強化の推進、(b) 成長分野、高付加価値製品分野への技術・営業開発、(c) 技術革新と独自商品開発、(d) コストダウンとミス・クレームの撲滅、(e) 品質、納期、安全の維持・向上であり、全社一丸となって取り組むことにより、企業価値の向上に努めてまいります。

また、当社は、企業価値および株主共同の利益を向上させ、企業の社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと位置づけ、迅速・正確かつ透明・適正な経営の実現に努めております。そのための監督・監査機能として、社外取締役2名および社外監査役2名を選任し、すべての社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定して、同取引所に届け出ていること、取締役の経営責任を明確にするためその任期を1年としていること、経営の効率化・意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として執行役員制度を導入していること等が挙げられます。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み（概要）

当社は、平成26年5月28日開催の当社取締役会において、①で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」という。）として継続することを決議し、平成26年6月27日開催の第67期定時株主総会において本対応方針について承認を得ております。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたり、所定のルールに従うことを要請するとともに、かかるルールに従わない大規模買付行為が行われる場合や、かかるルールに従った場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、かかる大規模買付行為に対する対抗措置を発動します。対抗措置の具体的内容としては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」という。）には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しないため対抗措置を発動すべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。

本対応方針の有効期間は、平成26年6月27日開催の第67期定時株主総会における決議の時から、当該定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

②イに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、②イに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、②ロに記載した本対応方針も、②ロに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 事業報告に記載の金額、持株数および持株比率は、表示単位未満を切り捨てて、その他の数値は、表示単位未満を四捨五入して表記しております。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,243	流 動 負 債	9,348
現金及び預金	2,326	支払手形及び買掛金	4,461
受取手形及び売掛金	10,508	電子記録債務	1,361
仕掛品	811	短期借入金	688
原材料	16	未払法人税等	179
繰延税金資産	186	前受金	1,534
その他	405	賞与引当金	364
貸倒引当金	△ 12	役員賞与引当金	14
		工事損失引当金	12
		完成工事補償引当金	123
		リース債務	12
		その他	596
固 定 資 産	6,913	固 定 負 債	4,108
有 形 固 定 資 産	5,118	長期借入金	1,036
建物及び構築物	1,220	退職給付に係る負債	1,803
機械装置及び運搬具	133	役員退職慰労引当金	202
工具器具備品	48	資産除去債務	63
土地	3,664	リース債務	33
リース資産	42	再評価に係る繰延税金負債	970
建設仮勘定	9		
無 形 固 定 資 産	35	負 債 合 計	13,456
投 資 其 他 の 資 産	1,760	株 主 資 本	5,535
投資有価証券	862	資本金	1,030
退職給付に係る資産	77	資本剰余金	103
繰延税金資産	779	利益剰余金	4,907
その他	45	自己株式	△ 505
貸倒引当金	△ 5	その他の包括利益累計額	2,164
		その他有価証券評価差額金	206
		土地再評価差額金	2,200
		退職給付に係る調整累計額	△ 241
		非 支 配 株 主 持 分	—
資 産 合 計	21,156	純 資 産 合 計	7,700
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	21,156

連結損益計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		20,582
売 上 原 価		17,542
売 上 総 利 益		3,039
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,828
営 業 利 益		1,211
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24	
雑 収 入	19	43
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11	
固 定 資 産 除 却 損	4	
雑 支 出	79	94
経 常 利 益		1,161
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,161
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	502	
法 人 税 等 調 整 額	△ 1	501
当 期 純 利 益		659
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		659

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,188	流 動 負 債	9,665
現金及び預金	2,301	支払手形	2,760
受取手形	818	電子記録債権	1,361
売掛金	9,690	買掛金	2,058
仕掛品	785	短期借入金	150
原材料	16	一年以内に返済予定の長期借入金	538
前渡金	326	未払金	276
前払費用	45	未払法人税等	171
繰延税金資産	183	未払費用	227
その他	33	前受金	1,534
貸倒引当金	△ 12	賞与引当金	358
		役員賞与引当金	8
		工事損失引当金	12
		完成工事補償引当金	123
固 定 資 産	6,914	設備関係支払手形	28
有 形 固 定 資 産	5,027	リース債権	12
建物	1,130	その他	42
構築物	59	固 定 負 債	3,916
機械装置	129	長期借入金	1,036
車両運搬具	0	退職給付引当金	1,648
工具器具備品	44	役員退職慰労引当金	165
土地	3,612	資産除去債務	63
リース資産	42	リース債務	33
建設仮勘定	9	再評価に係る繰延税金負債	970
		負 債 合 計	13,582
無 形 固 定 資 産	34	株 主 資 本	5,114
電話加入権	13	資本金	1,030
ソフトウェア	21	資本剰余金	103
		資本準備金	103
投 資 其 他 の 資 産	1,851	利 益 剰 余 金	4,487
投資有価証券	836	利益準備金	154
関係会社株式	44	その他利益剰余金	4,332
前払年金費用	270	固定資産圧縮積立金	6
繰延税金資産	661	繰越利益剰余金	4,326
その他	44	自 己 株 式	△ 505
貸倒引当金	△ 5	評価・換算差額等	2,406
資 産 合 計	21,103	その他有価証券評価差額金	205
		土地再評価差額金	2,200
		純 資 産 合 計	7,520
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	21,103

損益計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		20,582
売 上 原 価		17,668
売 上 総 利 益		2,913
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,773
営 業 利 益		1,140
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	38	
雑 収 入	26	64
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11	
固 定 資 産 除 却 損	4	
雑 支 出	79	94
経 常 利 益		1,110
税 引 前 当 期 純 利 益		1,110
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	477	
法 人 税 等 調 整 額	△ 2	475
当 期 純 利 益		635

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

木村化工機株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 前田 雅行 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 富田 雅彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、木村化工機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、木村化工機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

木村化工機株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 前田 雅行 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 富田 雅彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、木村化工機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「ひびき監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「ひびき監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

木村化工機株式会社 監査役会

常勤監査役	喜	多	芳	文	Ⓜ
社外監査役	田	中	圭	子	Ⓜ
社外監査役	淺	田	敏	一	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

① 当社は、取締役会の監査・監督機能をより強化することでコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、経営の透明性と健全性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

② 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約の締結が可能となった等の理由により、規定の変更を行うものであります。当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③ その他、上記の変更等に伴う条数の修正および字句の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第2条 (条文省略)	第1条～第2条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を尼崎市に置く。	第3条 当社は、本店を兵庫 <u>県</u> 尼崎市に置く。

現 行 定 款	変 更 案
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(自己株式の取得)	(削除)
第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</u>	
第8条～第11条 (条文省略)	第7条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第11条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当社の取締役は、15名以内とする。	第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、15名以内とする。
(新設)	2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
(新設)	2 監査等委員である取締役の任期は、
2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	<p>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
(新設)	(削除)
2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	<p>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</p>
	<p>第20条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役、役付取締役および相談役)	(代表取締役、役付取締役および相談役)
第21条 当社を代表する取締役は、取締役会の <u>決議をもってこれを定める。</u>	第21条 当社を代表する取締役は、取締役会の <u>決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
4 (条文省略)	4 (現行どおり)
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
	第23条 当社は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第23条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各 <u>監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第25条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定める。</u></p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第28条 (新設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>第29条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任および補欠監査役の予選)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役が法令または定款の定める員数を欠いたときに備え、予め定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>3 前2項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>4 補欠監査役の選任の効力は、当該選任決議後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</p> <p>3 前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の決議の方法)	(削除)
第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u>	
(報酬等)	(削除)
第35条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。</u>	
(監査役会規則)	(削除)
第36条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u>	
(社外監査役の責任限定契約)	(削除)
第37条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></u>	
(新設)	
(新設)	第5章 <u>監査等委員会</u>
	(監査等委員会の招集通知)
	第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	<u>第31条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u>
	<u>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第38条～第39条 (条文省略)	第33条～第34条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第41条～第43条 (条文省略)	第36条～第38条 (現行どおり)
第 8 章 買収防衛策	第 8 章 買収防衛策
第44条～第45条 (条文省略)	第39条～第40条 (現行どおり)
(新設)	附 則
	<u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u>
	<u>第69期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	こばやし やす まさ 小林 康 眞 (昭和21年6月20日生)	昭和47年3月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成24年5月 尼崎経営者協会会長 (取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、代表取締役社長として企業経営に精通しているため、取締役候補者となりました。	167,150株
2	もり おか とし のぶ 森 岡 利 信 (昭和23年9月13日生)	昭和46年3月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成22年6月 当社常務取締役 平成26年2月 当社常務取締役化工機事業部長兼業務部門長兼エンジニアリング事業部管掌 (現任) (取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、常務取締役として企業経営に、化工機事業を中心に当社事業に精通しているため、取締役候補者となりました。	24,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	たに もと しゅう へい 谷 本 周 平 (昭和25年5月7日生)	<p>昭和48年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行</p> <p>平成14年6月 株式会社総合ビルマネジメント取締役</p> <p>平成15年6月 アーバンサービス株式会社代表取締役</p> <p>平成18年7月 当社入社</p> <p>平成19年6月 当社取締役</p> <p>平成22年6月 当社常務取締役</p> <p>平成27年10月 当社常務取締役管理部門長兼総務部長兼エネルギー・環境事業部管掌、秘書室担当、安全衛生管理室担当（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 上記の経歴を有し、常務取締役として企業経営に、管理部門を中心に当社事業に精通しているため、取締役候補者となりました。</p>	23,200株
4	ふく だ まさ ゆき 福 田 正 行 (昭和25年6月12日生)	<p>昭和49年3月 当社入社</p> <p>平成20年6月 当社取締役</p> <p>平成27年6月 当社取締役企画室長、品質保証部担当、開発部担当（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 上記の経歴を有し、製造部門、経営企画部門を中心に当社事業に精通していること、ならびに取締役として果たすべき重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしているため、取締役候補者となりました。</p>	21,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
5	矢野謙介 (昭和26年4月4日生)	昭和49年3月 当社入社 平成21年6月 当社取締役 平成27年6月 当社取締役エンジニアリング事業部長(現任) (取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、エンジニアリング事業に精通していること、ならびに取締役として果たすべき重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしているため、取締役候補者といたしました。	18,500株
6	梅澤しげる (昭和25年9月17日生)	昭和50年4月 住友電気工業株式会社入社 平成22年9月 当社入社 平成23年6月 当社取締役 平成27年6月 当社取締役法務室長兼業務監査室長、内部統制担当、情報システム部担当 (現任) (取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、法務、監査部門、内部統制に精通していること、ならびに取締役として果たすべき重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしているため、取締役候補者といたしました。	16,300株
7	天野次郎 (昭和32年8月7日生)	昭和55年10月 当社入社 平成25年6月 当社取締役エネルギー・環境事業部長兼統括技術部長、東京支店担当(現任) (取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、エネルギー・環境事業に精通していること、ならびに取締役として果たすべき重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしているため、取締役候補者といたしました。	11,138株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
* 8	ふくもり ぶんお 福 森 文 男 (昭和27年12月20日生)	昭和50年4月 当社入社 平成22年6月 当社製造部門尼崎工場長 平成24年12月 当社執行役員製造部門大分 工場長 平成26年7月 当社執行役員製造部門副部 門長 平成27年6月 当社執行役員製造部門副部 門長兼尼崎工場長(現任) (取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、製造部門に精通して いること、ならびに会社全体の重要事項の 意思決定および業務執行の監督等に能力を 発揮することが期待できるため、取締役候 補者となりました。	6,000株
* 9	さいき ひろし 佐 伯 博 (昭和32年1月2日生)	昭和50年4月 当社入社 平成21年6月 当社化工機事業部四国事業 所長代理兼西条出張所長 平成25年4月 当社化工機事業部四国事業 所長代理 平成27年6月 当社執行役員化工機事業部 事業部長代理(現任) (取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、化工機事業に精通し ていること、ならびに会社全体の重要事項 の意思決定および業務執行の監督等に能力 を発揮することが期待できるため、取締役 候補者となりました。	4,000株

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
* 1	喜多芳文 (昭和26年10月10日生)	昭和50年4月 当社入社 平成19年6月 当社経理部長 平成23年6月 当社常勤監査役(現任) (監査等委員である取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、経理・財務業務および常勤監査役としての経験を監査等の業務に活かしていただくため、監査等委員である取締役候補者いたしました。	7,400株
* 2	山崎幹男 (昭和23年7月22日生)	昭和42年4月 兵庫県警察入庁 平成17年3月 兵庫県警察警視 平成20年11月 当社顧問 平成21年4月 公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター講師 (現任) 平成22年6月 当社取締役(現任) (監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、警察出身者として危機管理や企業防衛に関する豊富な経験に基づく高度なリスク管理の視点を当社の監査等の業務に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
* 3	いとう てつ お 夫 伊藤 哲夫 (昭和23年10月30日生)	<p>平成14年4月 学校法人近畿大学 原子力 研究所教授</p> <p>平成17年4月 株式会社ア・アトムテクノ ル近大代表取締役社長 (現任)</p> <p>平成18年4月 学校法人近畿大学 原子力 研究所所長 (現任)</p> <p>平成22年6月 一般社団法人原子力学会理 事兼関西支部長</p> <p>平成27年4月 学校法人近畿大学 原子力 研究所特任教授 (現任)</p> <p>平成27年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、研究者としての専門 知識と経営者としての豊富な経験を当社の 監査等の業務に活かしていただくため、監 査等委員である社外取締役候補者といたし ました。</p>	—
* 4	たなか けい こ 子 田中 圭子 (昭和30年7月15日生)	<p>平成元年3月 税理士登録</p> <p>平成元年6月 田中圭子税理士事務所所長 (現任)</p> <p>平成16年6月 当社監査役 (現任)</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、税理士としての財務 および会計に関する高い専門能力と豊富な 経験を当社の監査等の業務に活かしていた だくため、監査等委員である社外取締役候 補者といたしました。</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
*5	あさ だ とし かず 浅 田 敏 一 (昭和11年3月19日生)	昭和49年4月 弁護士登録 浅田敏一法律事務所（現弁 護士法人浅田法律事務所） 所長（現任） 平成23年6月 高木証券株式会社社外取締 役（現任） 平成24年6月 当社監査役（現任） (監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、弁護士として企業法 務に関する高い専門能力と豊富な経験を当 社の監査等の業務に活かしていただくた め、監査等委員である社外取締役候補者 といたしました。	—

- (注) 1. *印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 山崎幹男氏、伊藤哲夫氏、田中圭子氏および浅田敏一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 山崎幹男氏は、現に当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
なお、同氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の監査等委員である社外取締役候補者とした理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 伊藤哲夫氏は、現に当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 田中圭子氏は、現に当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
なお、同氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の監査等委員である社外取締役候補者とした理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
7. 浅田敏一氏は、現に当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
なお、同氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の監査等委員である社外取締役候補者とした理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

8. 当社と山崎幹男氏、伊藤哲夫氏、田中圭子氏および浅田敏一氏とは、会社法第427条第1項ならびに現行定款第28条および同第37条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項第1号に定める金額に限定する旨の契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とします。
9. 当社は、山崎幹男氏、伊藤哲夫氏、田中圭子氏および浅田敏一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社は、当社の適正なガバナンスを強化・充実するために、当社における社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」という。）が、以下のいずれにも該当することなく、独立した存在でなければならぬと考えております。

1. 当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）の出身者である者もしくはあつた者またはそれらの配偶者もしくは二親等内の親族である者
2. 現事業年度を含む過去10年間において、以下のいずれかの企業等またはその業務執行者に該当する者
 - (1) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している株主またはその業務執行者
 - (2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している企業等またはその業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
* 主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先または仕入先で、1事業年度での取引高が当社の連結売上高の2%を超えるものをいう。
 - (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
* 多額とは、当社グループから取得する1事業年度の金額が、役員報酬以外に100万円を超える場合をいう。
 - (5) 当社の法定監査を行う監査法人に属する者
 - (6) 当社グループの業務執行者が他の企業等において社外役員に就いている場合の他の企業等の業務執行者
 - (7) 上記(1)～(6)のいずれかに掲げる者の配偶者または二親等内の親族である者
3. その他独立した社外役員としての職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有する者

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役 小舟博文氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準にしたがい、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会の決議にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
こ 舟 博 文 こ ふね ひろ ふみ	平成20年6月 当社取締役（現任）

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として平成28年5月30日開催の取締役会において、取締役および監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の取締役7名、および第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として監査等委員である取締役に選任される予定の監査役1名に対し、本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準にしたがい、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給をすることといたしたく存じます。

なお、支給の時期につきましては、各氏の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役につきましては取締役会の決議に、監査役につきましては監査等委員である取締役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退職慰労金打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
こばやし 林 康 まさ眞	平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社代表取締役社長（現任）
もり 森 おか 岡 とし 利 のぶ 信	平成17年6月 当社取締役 平成22年6月 当社常務取締役（現任）
たに 谷 もと 本 しゅう 周 へい 平	平成19年6月 当社取締役 平成22年6月 当社常務取締役（現任）
ふく 福 だ 田 まさ 正 ゆき 行	平成20年6月 当社取締役（現任）
や 矢 の 野 けん 謙 すけ 介	平成21年6月 当社取締役（現任）
うめ 梅 ざわ 澤 しげる 茂	平成23年6月 当社取締役（現任）
あま 天 の 野 じ 次 ろう 郎	平成25年6月 当社取締役（現任）
き 喜 た 多 よし 芳 ふみ 文	平成23年6月 当社常勤監査役（現任）

（注）社外取締役および社外監査役は、役員退職慰労金の支給対象者ではありません。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第61期定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日にいたっておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額、経営環境の変化に伴い取締役の責務が増大したこと、および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額180百万円以内とさせていただきたく存じます。ただし、上記取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は10名ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名となります。

なお、本議案は、第1号議案にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額50百万円以内とさせていただきたく存じます。

また、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

なお、本議案は、第1号議案にかかる定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

（1）提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、役員退職慰労金制度の廃止を機に、取締役の報酬制度を見直し、新たに取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。

なお、その詳細につきましては、下記（2）の範囲内で取締役会の決議にご一任いただきたく存じます。

本制度は、当社の業績と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」における報酬の限度額とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を平成29年6月開催の定時株主総会で終了する任期から平成33年6月開催の定時株主総会で終了する任期までの5年間（以下「対象期間」という。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

また、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は9名となります。

（2）本制度における報酬等の額・内容等

① 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、経営目標とする財務指標に対する達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の詳細につきましては、下記【ご参考】をご参照ください。

② 当社が拠出する金員の上限額

本信託の当初の信託期間は5年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金500百万円（1年につき金100百万円に相当します。）を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）し、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金100百万円を乗じた金額を上限とする金員を本信託に追加拠出します（ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式または金銭がある場合には、追加拠出の上限額は、延長した信託期間の年数に金100百万円を乗じた金額からかかる残存株式相当額および残存金額を控除した額とします。）。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記③イのポイント付与および当社株式の交付を継続します。ただし、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

③ 取締役に交付される当社株式数の算定方法および付与上限

イ. 取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役にに対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に役位別基準に応じたポイントおよび経営目標とする財務指標に対する達成度等一定の基準に応じて算定される数のポイントを付与します。ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり200,000ポイントを上限とします。

ロ. 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記イで付与を受けたポイントの数に応じて、下記④の手続にしたがい、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

④ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

【ご参考】

平成28年5月30日付け「役員退職慰労金制度の廃止および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kcpc.co.jp/topic>) に掲載しております。

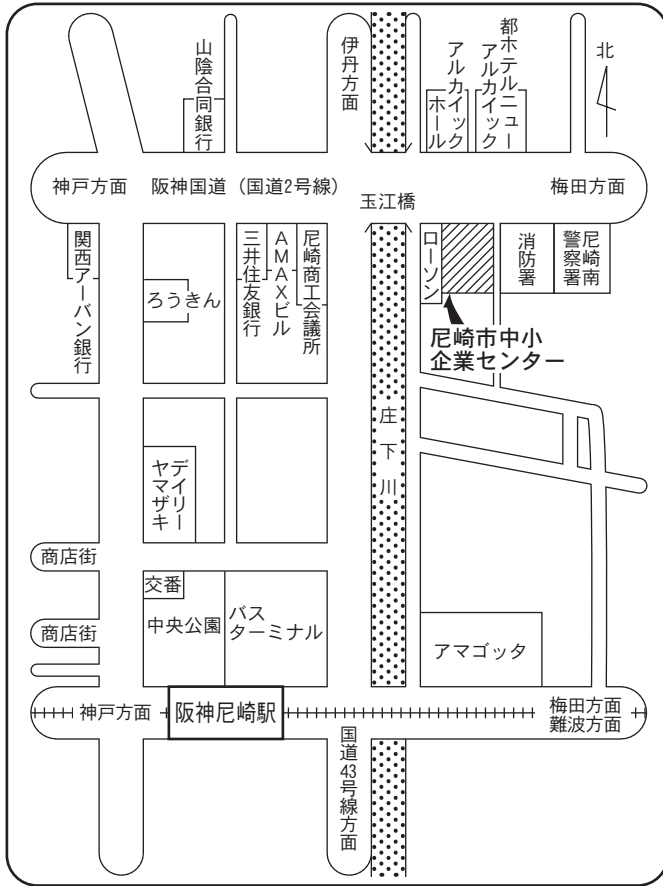
以 上

株主総会会場ご案内略図

所在地 兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号

会場 尼崎市中小企業センター ホール（1階）

☎ (06) 6488-9501



〈交通〉 阪神尼崎駅から徒歩約5分（北東へ約400m）